

広陵町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月11日
広陵町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

広陵町においては、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図っていくことが求められている。

これらを踏まえた上で、法7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、広陵町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成29年4月)	606.21ha	4.9ha	0.81%
3年後の目標 (平成32年4月)	598.71ha	2.8ha	0.47%
目標 (平成35年4月)	591.21ha	1.3ha	0.22%

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積
- ※3 目標設定の考え方：管内の農地面積の目標は過去3年間に減少した農地面積の平均から算出。遊休農地面積の目標は広陵町総合後期基本計画の平成33年度の目標2haから算出

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員及び事務局が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積の割合 (B/A)
現状 (平成29年4月)	606.21ha	24.1ha	3.98%
3年後の目標 (平成32年4月)	598.71ha	25.6ha	4.28%
目標 (平成35年4月)	591.21ha	27.1ha	4.58%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

※3 目標設定の考え方：管内の農地面積の目標は過去3年間に減少した農地面積の平均から算出。集積面積の目標は、活動計画における目標新規集積面積年0.5haから算出

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しの働きかけを行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、広陵町、農地中間管理機構、農協等と連携し、
 - (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
 - (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地の把握
 - (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て奈良県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （平成29年4月）	1人 （0.2ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （平成32年4月）	16人 （1.7ha）	1法人 （1.0ha）
目標 （平成35年4月）	31人 （3.2ha）	2法人 （2.0ha）

※1 新規参入者数は、農地の権利移動を伴う新たな新規参入数であり、法人雇用や親元就農は含まない

※2 新規参入者取得面積は、新規参入者が参入時に権利取得した農地面積

※3 目標設定の考え方：新規参入者数（個人）の目標は、広陵町総合後期基本計画の年間新規就農者数目標値5人（平成33年度）に基づき算出。新規参入者取得面積は、活動計画における目標面積年0.5haから算出

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 （うち、主業農家数）	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	特定農業団体 その他の 集落営農組織
現状 （平成29年4月）	804戸 （33戸）	15経営体	2経営体	2団体
3年後の目標 （平成32年4月）	780戸 （39戸）	24経営体	5経営体	3団体
目標 （平成35年4月）	756戸 （45戸）	33経営体	8経営体	4団体

※1 農林業センサスに基づいて記入

※2 目標設定の考え方：総農家数の目標は、2005年から2015年の農林業センサスの総農家数の減少値から算出。認定農業者の目標は、広陵町総合後期基本計画の認定農業者数目標値15人（平成33年度）に基づき算出。認定新規就農者の目標は過去の実績に基づき算出。特定農業団体その他の集落営農組織の目標は広陵町総合後期基本計画の集落営農組織数目標値3組織（平成33年度）に基づき算出。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 奈良県・奈良県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

- 農業者のための説明会やイベント等による情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。
- 農業委員会は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。